装管原第５８３４号
令和５年３月３１日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第７０条に基づく
防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について（通知）

標記について、利益率に係る検討ワーキンググループにおける検討の結果、ＱＣＤ評価及び契約履行中の価格変動等を反映する仕組みを予定価格の算定に取り入れることを踏まえ、別添のとおり令和５年４月１日から施行することとしたので通知する。

また、この通知は、この通知の施行の日後に締結した契約に適用し、この通知の施行の日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例によるものとし、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第８４条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について（装管原第３２０７号。令和２年３月６日）は令和５年３月３１日をもって廃止する。

添付書類：調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第７０条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項
配布区分：長官官房会計官、各部長、施設等機関の長

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第７０条に基づく
防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項

１　目的

この通知は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号。以下「算定基準訓令」という。）第７０条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項を定めることにより、経費率その他の原価計算方式による予定価格を算定する上で必要となる率の算定を行う上で必要となる標準的な数値及び調整の基準の設定において、企業の実態を適切に反映した処理を行うことを目的とする。

２　用語の意義

この通知における用語の意義は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第８３号。２７．１０．１）に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

３　加工費率の調整の基準（算定基準訓令第７０条第３項関係）

加工費率について、当年度の計算値が前年度の設定値から増加する場合には、当該加工費率の企業における防衛事業の実情の反映度合に応じて、増加分の一定割合を当年度の設定値に反映するものとし、当該増加分に適用する率を反映率として設定するものとする。

反映率は、原価情報等の開示度合を考慮した上で、適正化（防衛装備品等の価格算定に適用する加工費率という観点から、防衛省が適正な価格算定を追求するための仕組みが整っていることをいう。）及び効率化努力（操業の変動に対し加工費率の上昇を緩和するための努力が図られていること等をいう。）を評価し、評価点を算出した上で、次の計算式により計算するものとする。なお、大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、経費率算定の対象となる企業に対して、反映率を設定するために必要な原価情報等の提供の協力依頼を行うものとする。

$$\text{反映率（\%）} = \frac{\text{評価点（点）}}{\text{１００（点）}} \times \text{１００}$$

４　一般管理及び販売費率に係る適用及び調整の基準（算定基準訓令第７０条第３項関係）

当年度の一般管理及び販売費率は、原則として過去３か年度の平均の一般管理及び販売費の額を基礎として、計算するものとする。ただし、組織改編

等により、前年度の設定値と対比し著しく変動すると見込まれる場合には、調達物品等の価格への影響を考慮するなど、当該変動を緩和するための適用及び調整の基準を定めるものとする。

5　利益率の算定の基準（算定基準訓令第７０条第３項関係）

事業の品質管理、原価管理、納期管理に係る活動等の評価項目及び評価基準は、企業努力を可能な限り客観的、定量的に評価できるよう作成するものとする。

6　報奨の額の算定の基準（算定基準訓令第７０条第３項関係）

報奨の額は、対象となる本件計算価格と基準契約価格（報奨の額の算定の基準となる契約金額）を対比して得られる低減額又は実績としての低減額に応じて付与するものであり、原則として、同一の契約内容となる場合に次の計算式により算定するものとする。ただし、本件計算価格と基準契約価格の基礎となる仕様や数量に差異がある場合等であっても、報奨の額を算定することができるものとする。

⑴　原契約に報奨の額を算定する場合（税抜）

ア　前例価格（一般確定契約）を基準価格とする場合

報奨の額（円）＝（前例価格－本件計算価格（報奨の額を除く。））×８０％

イ　前例価格（一般確定契約以外）を基準価格とする場合

報奨の額（円）＝（前例契約の代金の確定又は精算等後の価格－本件計算価格（報奨の額を除く。））×８０％

なお、ア及びイに基づいて計算した計算価格から予定価格を算定する過程において、落比（算定基準訓令第６９条第１項第４号に規定する契約価格比をいう。）を報奨の額に適用しないものとする。

⑵　要原価監査契約又はこれと同種の契約において代金の確定又は精算等を行う際に報奨の額を算定する場合（税抜）

報奨の額（円）＝（契約金額－代金の確定又は精算等時における確定計算価格又は実績価格（報奨の額を除く。））×８０％

要原価監査契約又はこれと同種の契約の場合については、原契約に報奨の額を付与したか否かに関わらず、上記計算式により代金の確定又は精算等を行う際に報奨の額を算定するものとする。

既にインセンティブ契約制度及び作業効率化促進制度の適用を受けている契約については、それぞれの適用条件を考慮した上、それぞれの制度の適用を受けない部分について報奨の額を付与することができるものとする。

7　公表の対象

装備品等及び役務の調達に係る透明性等の観点から、標準的な数値並びに調整及び算定の基準、報奨の額の計算式についても公表の対象とする。